

# 令和5年度第2回魅力ある農業・農山村づくり検討委員会 議事録

1 日 時 令和6年2月13日（火）13時30分～15時30分

2 場 所 埼玉会館 6C会議室

## 3 出席者

(1) 委員（敬称略）

服部俊宏、竹田麻里、町田考子、遠山いづみ、豊増洋右、小柳直昭

(2) 県

横塚農林部長、吉田農村整備課長（以下「農整課長」）、小川農産物安全課長（以下「農安課長」）

(3) 事務局

農業ビジネス支援課（飯野副課長、阿部主幹、蟻塚主任、江崎主事、茂木主事）  
農村整備課（塚本副課長、高橋主幹、川鍋主任）  
農産物安全課（山田主幹、亀有主査、荒川主事）

4 主 催 埼玉県

## 5 概 要

(1) 開 会 飯野副課長

(2) 部長挨拶 横塚農林部長

(3) 委員紹介

(4) 会長選任

委員の改選に伴い、新たな会長の選任を行った。

魅力ある農業・農山村づくり検討委員会設置要綱第4（2）の規定に基づき、委員の互選によって会長の選任を求めたところ、小柳委員が事務局案の提示を求めた。

事務局から、会長の事務局案として服部委員を推薦したところ、全員異議なく了承され、服部委員が会長となった。

魅力ある農業・農山村づくり検討委員会設置要綱第4（4）に基づき、会長の職務代理者に竹田委員が指名された。

(5) 会長挨拶

(6) 報 告

ア 多面的機能支援事業について【資料1】（説明者：農整課長）

委 員 目標としてカバー率という数値を設定しているが、どういった経緯で積算したか。

農整課長 計画を策定する以前のカバー率の増加が、おおよそ年2%程度で増加をしていく傾向であったことから、2%ずつの増加を目標としている。

委員 新規で取組を行う組織の増加が、年2%ずつ増加する目標という認識で良いか。

農整課長 そのとおりであるが、現状若干及ばないという状況となる。

委員 例えば、除草ロボットが動けるように畦畔を平らに均すなど、スマート農業の機械を入れるための整地に対して、本交付金は使用可能か。

農整課長 個人の営農に係る活動は交付金の対象外となる。

事務局 本交付金は地域資源を維持管理するためのものとなる。畦畔は個人の資産となるため、畦畔の撤去や設置などに本交付金を活用することはできないと関東農政局から回答を得ている。

農整課長 畦畔の除去などについては、区画を拡大する別の事業があるため、そういった事業を活用していただきたい。

委員 除草ロボットを購入することは可能か。

事務局 県内の組織で自走の草刈り機を購入している事例がある。そういった機械類の購入について、条件はあるが、購入可能である。

委員 農地維持支払について、取組組織及び取組面積がどちらも伸びている状況となっている。

基本的には新たな組織が毎年設立されて、取組面積の増加に繋がっていると理解するが、既存組織が広域化して、組織数は減るが、取組面積は増えるというような動きはあるか。

他県では小さい地域で事業を継続することが難しいという現状も聞いている。カバー率を上げる目標がある中、広域化がどのように展開されているか確認したい。

委員 昨年度の委員会で、本事業の存在を知らない方がまだいるということで、事業PRを強化すべきと指摘を受けた。事業PRを強化していく中で、新たに組織が設立し、組織数も増えたと思われる。

事務局 県内の広域組織は、現時点で13組織ある。しかし、ほとんどの組織が設立当時から広域組織として活動している組織である。

イ 環境保全型農業直接支払事業について【資料2】(説明者：農安課長)

委員 対象者が農業者団体等となっているが、具体的にはどのような団体か。

農安課長 対象者の農業者団体とは、農業者2名以上により構成される任意の組織である。

委員 取組が順調であると判断した理由は。

農安課長 本交付金自体の目標は定めていないが、関連するみどりの食料システム戦略における埼玉県の基本計画での目標として、環境保全型農業の実施面積を令和9年度に354haとすることを定めている。

毎年度の目標設定は行っていないが、令和5年度に割り戻して試算すると、令和5年度の目標は242haとなる。

現時点における、令和5年度の実施見込みは261haであり、目標より19ha多くなる見込みであるため、取組は順調であると判断した。

委員 本交付金については、単独での申請が非常に難しい要件となっているが、要件の緩和等により単独の農業者でも申請可能な仕組み作りに向けて動いていただきたい。

農安課長 対象者については、国の方で要件を定めている。要件の範囲内でなるべく取組を行えるよう市町村と連携していきたい。また、必要に応じて、国に意見を伝えていく。

ウ 中山間地域等直接支払事業について【資料3】(説明者：事務局)

委員 横瀬町の寺坂地区では棚田を活用した取組を行っているようだが、棚田地域振興活動加算に取り組む予定はないのか。本加算措置の要件として指定棚田地域である必要があるとのことだが、横瀬町の寺坂棚田については、現在も申請は出ていないのか。

事務局 現時点で、寺坂棚田について指定棚田地域の申請は出されていない。当地域へは、県から町を通じて指定棚田地域についての情報提供を行っているが、これまでに申請が出てきていない状況を踏まえると、地域関係者は本制度の交付金の本体分のみでの事業実施で十分と判断しているものと捉えている。

エ 中山間地域ふるさと事業について【資料4】(説明者：事務局)  
質疑応答なし

(7) 議事 中山間地域等直接支払制度の最終評価(案)について【資料5】

(説明者：事務局)

委員 昨年度の中間年評価では、制度の根本的な見直しが必要という結論に至ったと記憶しているが、今回の最終評価結果に関する県の所見からは、現行の制度の延長線上でこれからもやっていくという意向が感じられる。最終評価における県の考えが中間年評価時から変わってしまったような印象を受けるが、国への提言内容も変わるのか。

事務局 中間年評価では、委員からいただいた意見と県の所見を記載した評価書を国へ提出しており、国では各都道府県の中間年評価結果と今回の最終評価結果を併せて、制度評価や次期対策の検討を行うこととしている。

そのため、中間年評価で県から出した意見等については、国による次期対策の制度の見直しに反映されるものと認識している。

委員 承知した。個人的には、現行制度で全ての農地を守ることは、中山間地域の高齢化の進行や市町村の担当者の負担増加等の現状を踏まえると限界であると考えている。そのため、これからは、守るべき農地とそれ以外の農地を切り分

け、守るべき農地に人員や資源を投入し、それ以外の農地については鳥獣害対策だけは継続するとか、支援の仕方を大きく変えるための制度改正が必要ではないかと思う。国への報告時に、そういうニュアンスを強く出した方が良くと思うが、如何か。

事務局 御意見いただいた点については、整理しておきたい。

委員 2つ質問がある。1点目は、先ほどの議論とも関連するが、資料6ページの市町村アンケート調査結果で、守るべき農地は守っていきたいという意見と、もう限界だという意見の2つに分かれている様子が見受けられる。回答した11市町村の中で、地理的条件や人口等の条件の違いにより意見が分かれているなどの傾向があるかお伺いしたい。

2点目は、資料8ページの事務負担の軽減に関するアンケート調査結果について、ここは国も見直さなければいけない課題として意識しているため、具体的な情報を現場から上げていくことが必要ではないかと考えている。各市町村の回答理由を見ると、1つは第5期対策に新たに加わった集落戦略作成のための事務負担がかなり大きかったのではないかとと思うが、それ以外の通常の交付金事務等の中で担当者が負担を感じている部分や、簡素化できそうな部分があれば、それを具体的に国へ示していくことが、制度を根本的に見直すための方策の1つではないかと思う。市町村担当者が負担を感じている業務内容等具体的に把握していれば教えていただきたい。

事務局 1点目の、農地保全の意向に関する市町村の回答内容に、各市町村の地理的条件等による傾向が見られるかという質問についてだが、同じ意見を持つ市町村において、地理的条件や人口の動向その他の共通条件が見つからず、明確な傾向は把握できなかった。各市町村担当者の所感に基づく回答結果がたまたまこうした意見が分かれる形で表れたものと考えている。

2点目の、事務負担に関する質問についてだが、現状、市町村では、担当者が通常の交付金事務に加え、本来は集落が作成すべき書類や会計検査対応のための記録の作成を担っている状況である。例えば、共同活動の記録として作業日誌を作成しなければならないが、写真データや活動内容をパソコンで編集する作業等を協定参加者の代わりに市町村担当者が担っているケース等がある。

委員 事務負担軽減の必要性については、国の委員会でも議論されており、国にも問題意識はあると思う。ぜひ、こうした具体的な状況を現場から上げていただきたい。

委員 今回の議論と関連して、市町村や集落の事務負担軽減のために、シルバー人材センター等外部人材の活用が有効であるという意見を前回の委員会でも出したと思うが、そのための費用はこの交付金から支出できるのか。

事務局 共同活動費として、交付金から委託料を支払うことは可能である。

委員 外部人材としては、行政関係の書類作成に慣れている行政書士が最も適していると思う。一方で、協定参加者は、集落の内情や自分たちの懐具合などを外

部の者に知られたくないというネガティブな気持ちが強いのではないかとも思うが、今後はそんなことを言っていられなくなる。行政書士等外部人材の活用をもっと進めていくべきだと思う。

それと、資料8ページの県の所見に「国による制度改正の動向を注視していきたい。」とあるが、制度の改正というのは具体的に何のことか、県としては国に対してどうして欲しいという意味なのか。

事務局 昨年度この委員会で中間年評価について御検討いただいた際に、先ほど議論に出た事務負担の軽減の必要性についての意見を多くいただき、本県から国へ報告したところだが、同様の意見が他県からも多く出されており、国は、こうした中間年評価の結果を踏まえ、次期対策の制度の見直しが必要と認識している。国の第三者委員会の議事録に、そうしたやり取りが記載されている。

県としては、こうした状況を踏まえ、国が次期対策の制度設計の際に何らかの改善を図っていくのではないかと考えており、制度改正の動向を注視していきたいと記載した。

委員 承知した。

委員 市町村担当者の事務負担について、具体的にその内容を知りたい。

また、各市町村は担当者何人位でこの制度に関する事務を担っているのかということも知る必要がある。事務分担上、担当者が1人という市町村もあると思うが、異動したばかりの職員が配置された場合は、制度に対する理解不足の部分进行他の職員がサポートする等、実質の担当者数はもっと多いものと推測される。

こうしたことを明確にして、何を以て事務負担があるのかという報告をすることが重要なのではないか。

事務局 仰るとおりである。現場の様子を聞くと、本制度の担当者は実質1人という市町村が多く、さらに様々な農政課題を抱える中で、本制度の業務だけに注力できないという厳しい状況にある。一方で、協定参加者の高齢化が進み、事業実施のための支援だけでなく、制度に対する理解を求めることにも苦労があるという声も聞いている。

こうした状況の中、多くの集落では5年の協定期間の活動継続が困難となりつつあるため、昨年度の中間年評価では、市町村から、協定期間の短縮による制度緩和についての要望も出されており、国へ報告したところである。

市町村の担当者数を増やすための支援等は、現状、県ではできないため、こうした状況について国へ情報提供を行うことで対応していきたい。

委員 3点ほど意見がある。まず、中山間地域等直接支払制度の事務負担の件は、千葉県でも非常に大変だという話を聞いているため、解決が必要である。DX関連予算を活用し、例えば、エクセル編集でGoogleのスプレッドシートやLINEを使うなどの軽減策が考えられるが、書類の様式を定める国との協議が必要となるため、県から具体的な様式の簡素化案等を出していく必要があると思う。

2点目は環境保全型農業直払交付金についてだが、現行制度では、農業者単独での事業申請が難しいため、うまく仕組を作って事業を活用しやすくしてもらえれば取組も拡大するのではないかと思う。他県では、県で1つのグループを作り、その会員になった農業者が単独でも事業申請できるようにしている。有機農業は、地域で孤立してやっている方が多いため、事業活用のために複数人でグループを作れと言われても難しいケースがあると思う。既にこの点については県で解決しているかもしれないが、意見としてお話をさせていただいた。

3点目は、埼玉県でも、カバークロップを兼ねて耕作放棄地に景観作物を作付けする取組は結構多いと思うが、制度上、カバークロップや緑肥の作付けを行う場合でも、年に1回以上作物の収穫を行うことが補助要件とされている点がネックとなっている。収穫物を得るためには、2～3年緑肥作物を連作し、地力を回復させる必要がある農地が多いと思うため、最初の1～2年は収穫がない農地も補助対象とできるように県で予算措置ができないか検討して欲しい。

会長 以上で本日の議事は全て終了になる。県の最終評価書については、このまま国へ提出するということがよろしいか。

(各委員から同意が示される)

会長 本日議論に出た事務負担軽減の必要性に関することも含め、中間年評価における県の所見や委員会の意見は既に国へ報告されており、今回の最終評価も併せ、伝えるべき内容は全て国へ提出されるということが確認できた。

今回の最終評価において、国へ具体的な意見等を伝える機会があれば、本日の委員会での議論も踏まえ、県で特に伝えるべきと考える意見等をさらに加えた上で最終評価を提出してもらうこととしてよいか。

(各委員から同意が示される)

#### (8) その他

総括質疑・意見等

なし

#### (9) 閉会